



堺市街路樹基本方針

令和 8 年 7 月
堺市

目次

第 1 章 はじめに	2
1. 方針策定の背景・目的	2
2. 方針の位置づけ	3
3. 街路樹の法的位置づけと機能	3
4. 街路樹に関連する法令等	6
第 2 章 街路樹の現状と課題	7
1. 街路樹の現状	7
2. 街路樹の健全度	8
3. 街路樹を取り巻く課題	9
4. 維持管理の現状	12
第 3 章 基本方針・取組の方向性	14
1. 基本方針	14
2. 基本方針に基づく取組の方向性	15
第 4 章 今後の取組	27
1. 取組の進め方	27
2. 路線の分類	27
3. 協働等に関する検討	30

第1章 はじめに

1. 方針策定の背景・目的

街路樹は、高度経済成長期の道路整備に伴い、環境対策の観点から多く植えられました。

街路樹の機能は、景観向上、環境保全、緑陰形成等、様々であり、また、親しみや潤い、やすらぎをもたらし、市民生活の質の向上にも寄与するなど私たちに多面的な恩恵をもたらします。街路樹を含む道路空間が適切に維持管理され、快適な環境が保たれることで、市民や来訪者に良好な印象を与え、都市魅力の向上にもつながります。また、街路樹は都市における緑のネットワークの一部として、緑地間の連続性を保ち、生物の移動経路となる等、生物多様性の観点からも一定の役割を果たしています。

一方で、街路樹の生育環境は、道路幅員や建築限界による制限がかかる上に、地下には水道管やガスパイプ等の埋設物、地上には電線等の架空線が存在し、厳しい環境となっています。加えて、街路樹が植栽されて以降、土地利用の変化等により道路沿いに建物が配置されるようになり、街の状況も変化しました。そのような状況下で、植栽から相当年数が経過し、大木化・老木化や生育環境の悪化等により、倒木、落枝、根上り等が発生しています。また、経年による樹形の悪化等により、道路空間と調和がとれていない等、景観面での課題もあります。

安全の確保と良好な景観形成のためには、道路の位置づけ、沿道の状況、道路の利用状況等を考慮した計画的な街路樹の更新・維持管理が必要です。

また、街路樹は自然の営みを持つ存在であるため、落ち葉や枝の散乱によって市民生活に影響を与えることもあります。しかし、こうした現象は、街路樹がもたらす豊かな景観や快適な環境と表裏一体であり、都市にとって大きな価値を生み出しています。この特性を理解し、街路樹を地域で育て、見守る存在として受け入れるためには、市民の協力が不可欠です。

以上の現状や課題を踏まえ、倒木時の影響が大きい高木を中心に、安全な道路空間の確保及び道路空間と調和した街路樹の景観形成を図るため、その方向性を示す方針を策定します。

2. 方針の位置づけ

本方針は、堺市基本計画 2030 や関連計画に基づき、安全な道路空間の確保及び道路空間と調和した街路樹の景観形成を図るための基本的な方針を定めるものです。

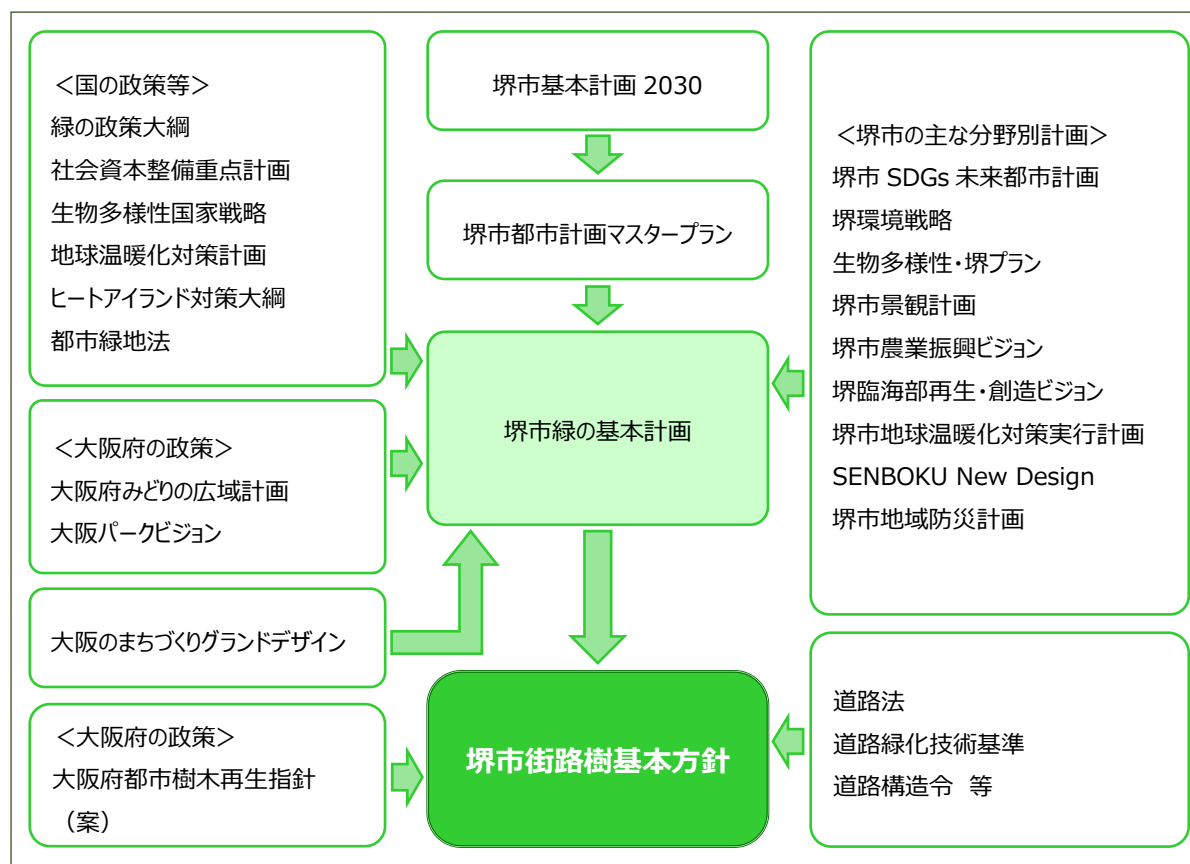


図 1-1 上位計画等と堺市街路樹基本方針の位置づけ
(堺市緑の基本計画（令和 5 年 3 月）を一部改変)

3. 街路樹の法的位置づけと機能

街路樹は、道路法第 2 条において道路の附属物として位置づけられています。街路樹には、次のような機能があります。

- ・景観向上機能：道路や沿道を含めた地域全体の良好な景観を形成します。
- ・環境保全機能：沿道住民の生活環境、動植物が生育・生息する自然環境等の保全に寄与します。
- ・緑陰形成機能：樹冠によって日陰を作り、通行時や休憩時に快適な空間を提供します。
- ・交通安全機能：安全で円滑な道路交通の確保に役立ちます。
- ・防災機能：災害時における被害の軽減に寄与します。

また、生き物である植物を主要な構成材料としており、親しみ、潤い、やすらぎといった特有の効果をもたらすことが、他の道路附属物にはない特徴です。

道路空間は都市空間の骨格を形成しており、街路樹の機能・効果を発揮し居心地の良い状態を維持することは、都市の魅力や価値を向上させます。

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

（第二号のみ抜粋）

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

図 1-2 街路樹の位置づけ
（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）抜粋）

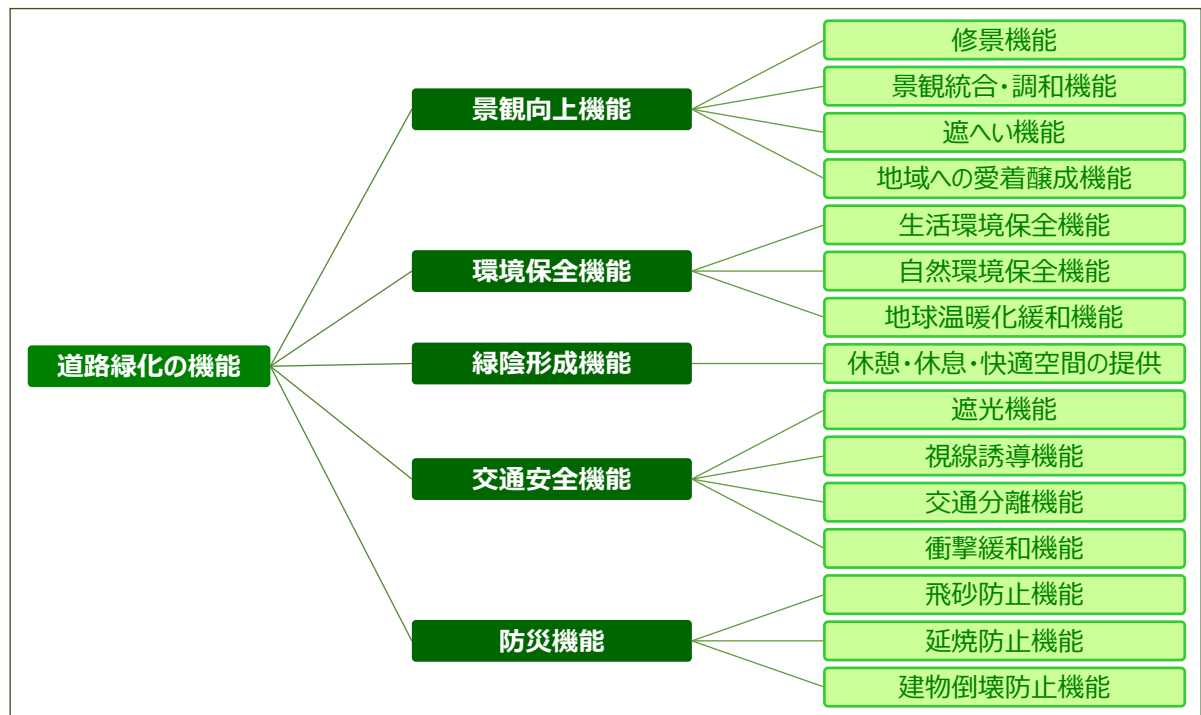


図 1-3 街路樹の機能
（道路緑化技術基準・同解説（平成 28 年 3 月 公益社団法人日本道路協会）を一部改変）

景観向上機能 修景、景観統合・調和、遮へい、地域への愛着醸成等の諸機能が複合的に作用することにより、道路や沿道を含めた地域全体における良好な景観の向上に寄与する	
環境保全機能 沿道住民の生活環境や道路周辺の野生動植物の生息及び生育空間となる自然環境の保全、地球温暖化やヒートアイランド対策に寄与する	
緑陰形成機能 樹木の樹冠が上空を覆うキャノピー（天蓋）効果によって緑陰を形成し、寒暖や乾湿等の変化を緩和し、道路利用者に休息や休憩等の快適な空間を提供する	
交通安全機能 遮光、視線誘導、交通分離、衝撃緩和等の諸機能により、安全で円滑な道路交通の確保に寄与する	
防災機能 道路周辺からの飛砂等による交通障害や風雨等による浸食の防止、火災延焼、建物倒壊の防止等に寄与する	

図 1-4 街路樹の機能
(道路緑化の概要(国土交通省)を一部改変)

4. 街路樹に関連する法令等

街路樹に関連する法令や基準については、道路法のほか、道路構造令、堺市道路の構造の技術的基準を定める条例及び道路緑化技術基準等が挙げられます。

道路構造令は、道路法第 30 条に基づき、道路を新設又は改築する際の技術的基準として昭和 45 年に国が定めたものです。車道や歩道において構造物を配置してはならない範囲等が規定されており、街路樹の配置や維持管理にも関係します。現行の道路構造令に至るまでに、植栽する路線の種別や、植栽時に確保すべき歩道幅員の規定等が変更されました。その結果、改正前に整備された歩道では、現行規定より幅員が狭い箇所が生じています。

道路緑化技術基準は、道路緑化の合理的な整備及び管理に資することを目的として、昭和 51 年に国から通達されました。この基準では、道路緑化の基本方針や計画、設計、施工、管理に関する基本的な考え方が規定されています。

これまでに一定の緑化ストックが形成されてきましたが、通行の支障や景観の悪化、倒木や落枝の発生等の課題が見られるようになりました。これらの課題に対応するため、平成 27 年に道路緑化技術基準が大幅に改正されました。改正後は、安全の確保を前提としつつ、緑化に求められる機能を総合的に発揮し、道路空間や地域の価値向上に資するよう配慮することが求められています。

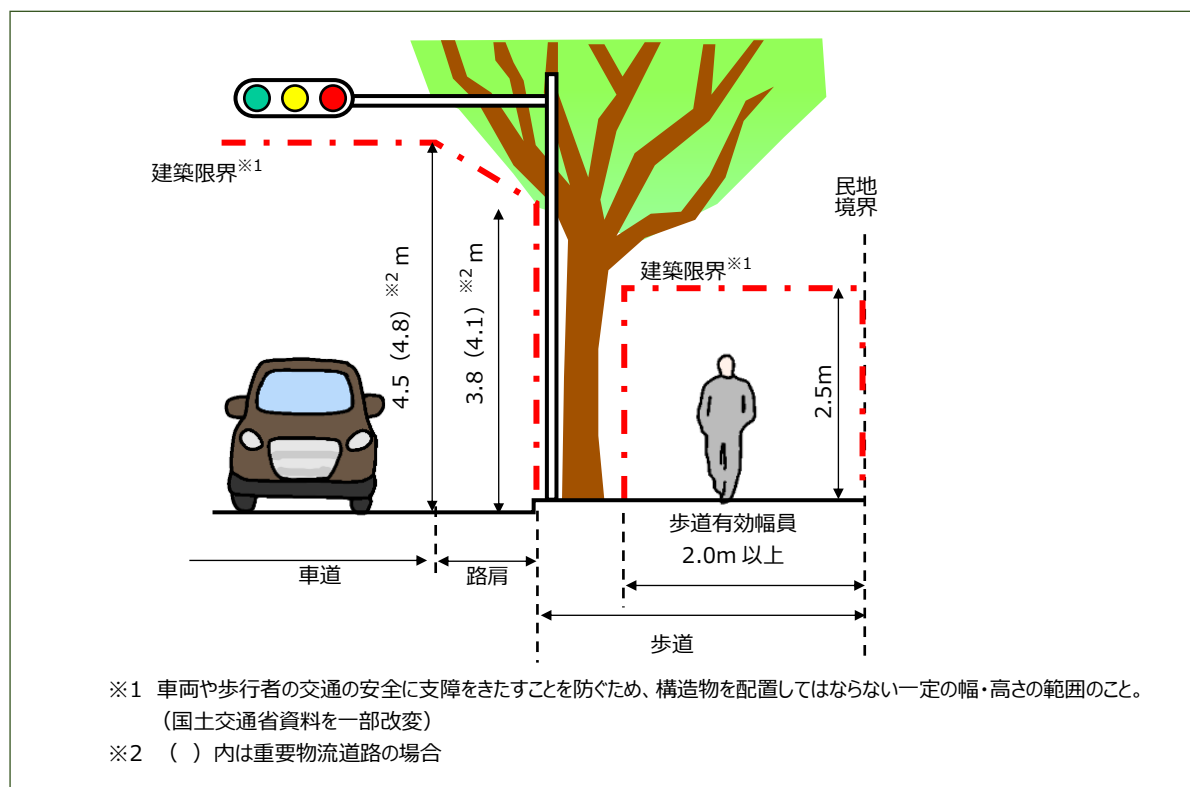


図 1-5 道路の構造と街路樹の関係

第2章 街路樹の現状と課題

1. 街路樹の現状

本市が管理する国道、府道及び市道には、高木（樹高 3m 以上）約 46,000 本、中木（樹高 1m 以上 3m 未満）約 142,000 本、低木（樹高 1m 未満）約 583,000 本が植わっています。（令和 7 年 4 月 1 日時点）

高木から低木まで、約 300 種の多様な樹種があります。高木としては、トウカエデ、クスノキ、イチョウ、アラカシ等が多い状況で、これらの樹種は、次のような特徴を持っています。

- ・生長が比較的早く、緑陰形成機能を早期に発揮しやすい
- ・樹冠が大きくなるため、緑陰形成機能の効果が高い
- ・紅葉時には美しい景観を形成する
- ・都市部の環境に比較的適応しやすい

こうした理由から、これらの樹種は全国的に植栽されており、堺市でも多く採用しています。

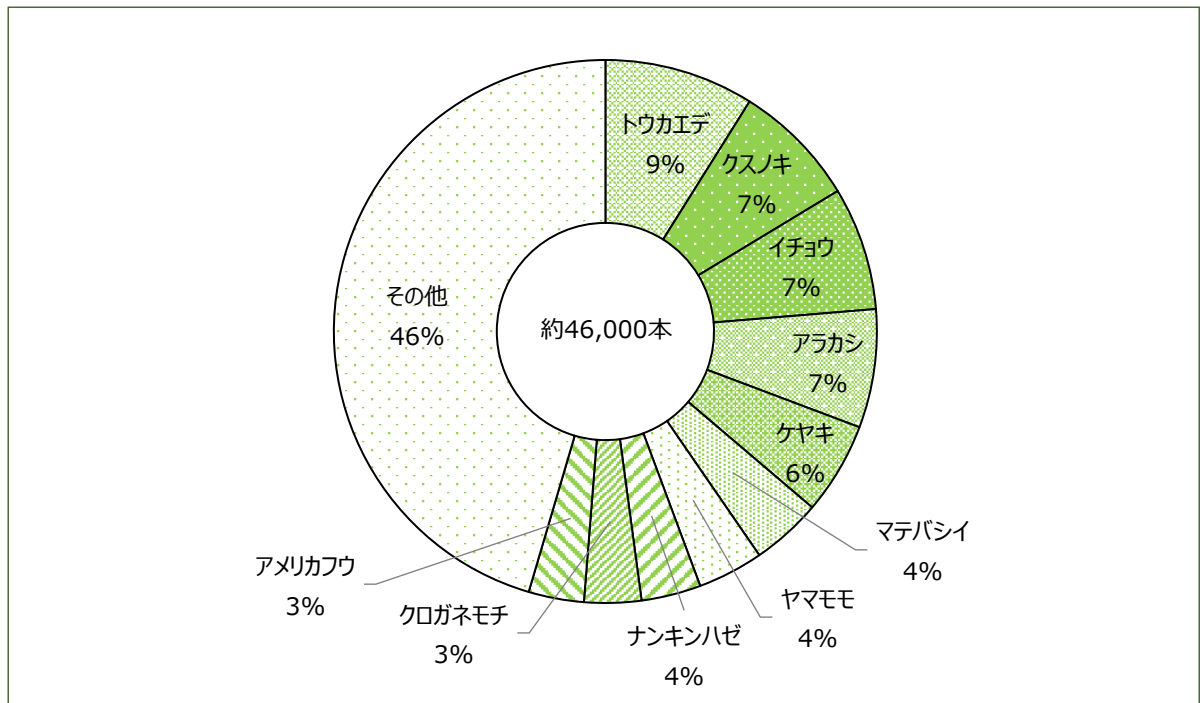


図 2-1 高木の分布割合
(その他にマダケやモウソウチク等、自然由来の高木も含む)

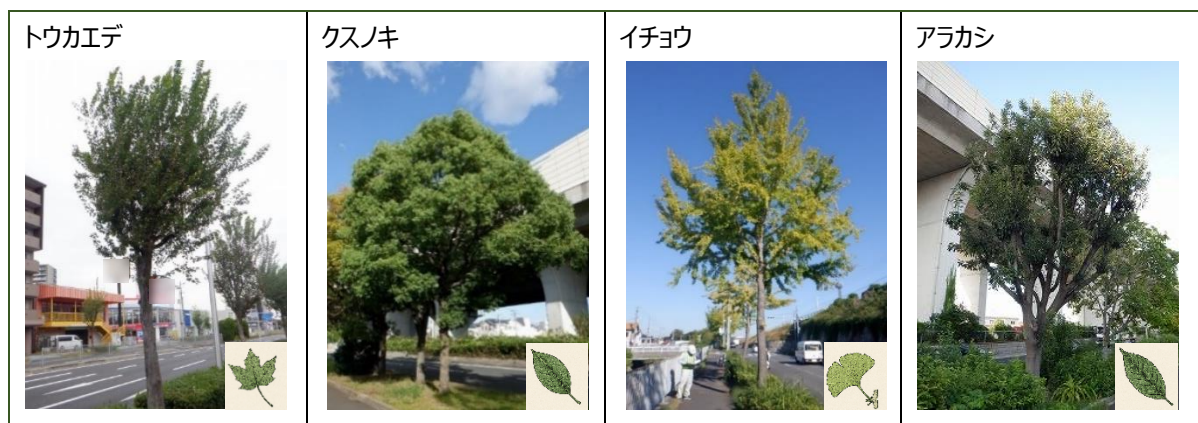


図 2-2 高木上位 4 種

2. 街路樹の健全度

街路樹の健全度の傾向を把握するため、令和 5 年度に幹線道路の街路樹から 410 本を抽出し、健全度調査を実施しました。調査した街路樹のうち、約半数において健全でない状態（健全度 B1：注意すべき被害が見られる、B2：著しい被害が見られる、C：不健全）が確認されており、幹焼け被害があるヤマモモや、潮風の影響を受け傾斜しているイチョウ等、健全度が低い街路樹も確認しました。なお、倒木等の危険性の高い街路樹については撤去により対応済みです。

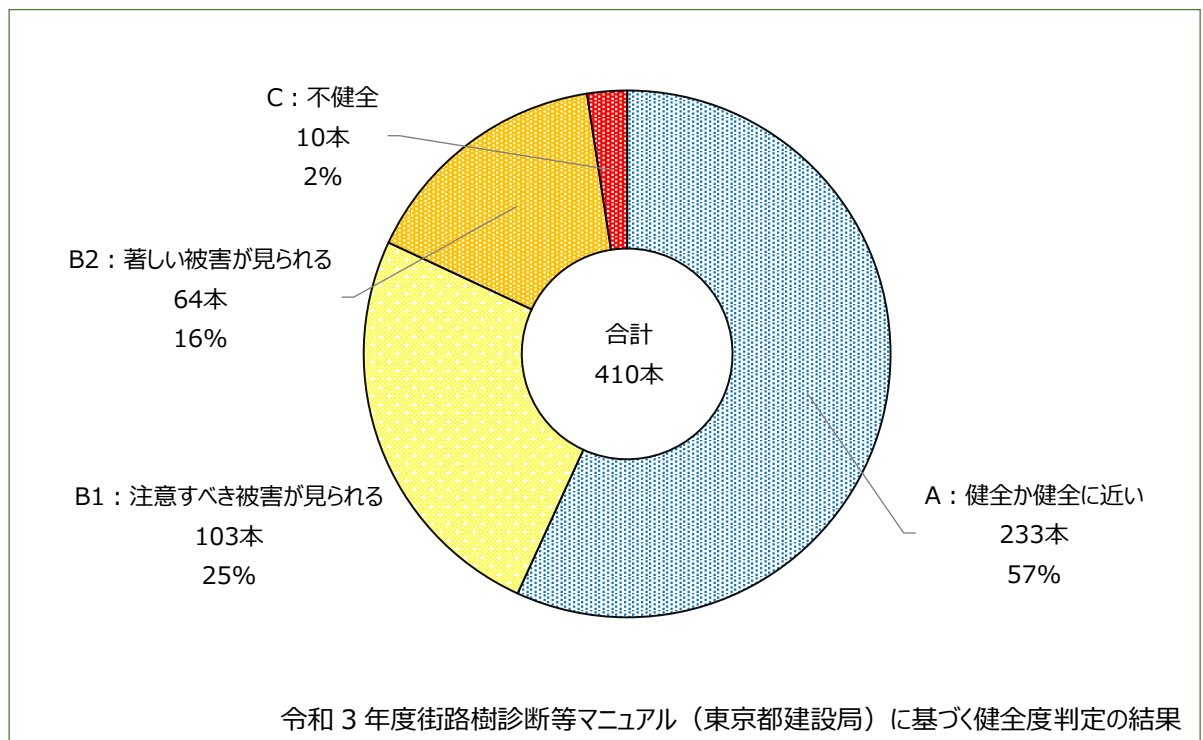


図 2-3 令和 5 年度健全度調査の結果



図 2-4 健全度 C（不健全）の判定事例

3. 街路樹を取り巻く課題

街路樹は都市空間に多くの恩恵をもたらす一方で、植栽後の経過年数に伴い、次に示すような安全面や景観面での課題が顕在化しています。これらの課題に対して、双方に配慮した適切な対応が必要です。

① 倒木や落枝

街路樹は、大木化や老木化、病虫害や欠損による腐朽、空洞化に伴う樹勢の悪化等により、倒木や落枝による通行障害を引き起こすことがあります。

平成 30 年の台風第 21 号では、堺市内で最大瞬間風速 43.6m/s を記録し、約 3,000 本の街路樹が倒木しました。こうした倒木は、災害時に緊急車両の通行を妨げ、救急・消防活動に重大な支障をきたすおそれがあります。



図 2-5 倒木や落枝の事例

② 枝葉のはみ出し

街路樹が生長し枝葉が伸びることにより、歩道や車道への枝葉のはみ出し、隣接する住宅への枝葉の侵入等、道路利用や市民生活に支障をきたすおそれがあります。



図 2-6 枝葉のはみ出しの事例

③ 見通し不良

街路樹が生長し枝葉が伸びることで、照明灯や標識、信号機等の交通安全施設が隠れる場合があります。その結果、標識等の視認性の低下、照明灯の光の遮断等により、道路利用者の安全性に支障をきたすおそれがあります。

標識の視認性低下



信号機の視認性低下



図 2-7 見通し不良の事例

④ 根上りによる通行支障

街路樹の大木化により、根が舗装や縁石を押し上げる「根上り」が発生することがあります。その結果、路面に凹凸が生じ、歩行者や車両の安全な通行に支障をきたすおそれがあります。

根上りによる歩道の段差



根上りによるブロックのがたつき



図 2-8 根上りによる通行支障の事例

⑤ 道路空間や周辺環境とのバランス

歩行空間が不足した状態で植えられた街路樹は、道路空間のバランスを乱し、道路利用者の安全な通行に影響を与えるおそれがあります。また、街路樹が垂直方向に生長し、架空線と接触すると、架空線の破断や停電等の重大な障害を引き起こす可能性があります。さらに、こうした接触を避けるために過度な剪定を行うことで、景観の悪化や街路樹の健全度の低下につながるおそれがあります。

歩道の有効幅員不足



架空線との競合



図 2-9 道路空間や周辺環境とのバランス悪化の事例

⑥ 過密植栽による生育不良

隣接する街路樹との間隔が狭い場合、枝葉が絡み合い、日光が当たりにくくなることで枝が枯れ、落枝が発生しやすくなります。また、根同士が干渉し合うことで、根の健全な伸長が妨げられるおそれがあります。

植栽間隔の不足



植栽間隔の不足



図 2-10 過密植栽による生育不良の事例

⑦ 樹形の乱れ

老木化による樹勢の悪化や、市民要望に対応するための剪定によって樹形が乱れることがあります。その結果、街路樹が持つ景観向上機能が十分に発揮されない場合があります。



図 2-11 樹形の乱れの事例

4. 維持管理の現状

街路樹の維持管理については、剪定や除草、日常パトロールによる目視点検のほか、必要に応じて病害虫防除や落ち葉清掃、枯損木や危険木の撤去等、樹種や生長状況、気候等を考慮して作業を行っています。

一方で、街路樹の大木化・老木化や労務費・資材価格の上昇等の影響により、維持管理に係る費用は年々増加しています。高木本数は平成 30 年の台風第 21 号の影響により数量が減少しましたが、現在はおおむね横ばいの状況です。

今後も、街路樹の大木化に伴う剪定費用の増加や、労務費や資材価格の上昇に加え、定期的な点検や、景観等に配慮した高度な維持管理を行うためには、効率的で持続可能な管理と予算確保が一層重要となります。

表 2-1 現在の維持管理の主な内容

作業	内容	頻度
高木剪定	伸びすぎた枝の剪定や樹形を整える	おおむね 1 回/1～3 年 (樹種、樹齢による)
低木等剪定	高さや幅を整える	おおむね 1～3 回/年
除草	植樹柵や植樹帯の除草	おおむね 2～5 回/年
点検	日常的な巡回による目視点検	適宜
病害虫防除	防虫剤散布や防除ネット巻き	適宜
落ち葉清掃	落ち葉の清掃・回収	適宜
撤去・更新	枯損木や危険木の撤去・更新	適宜

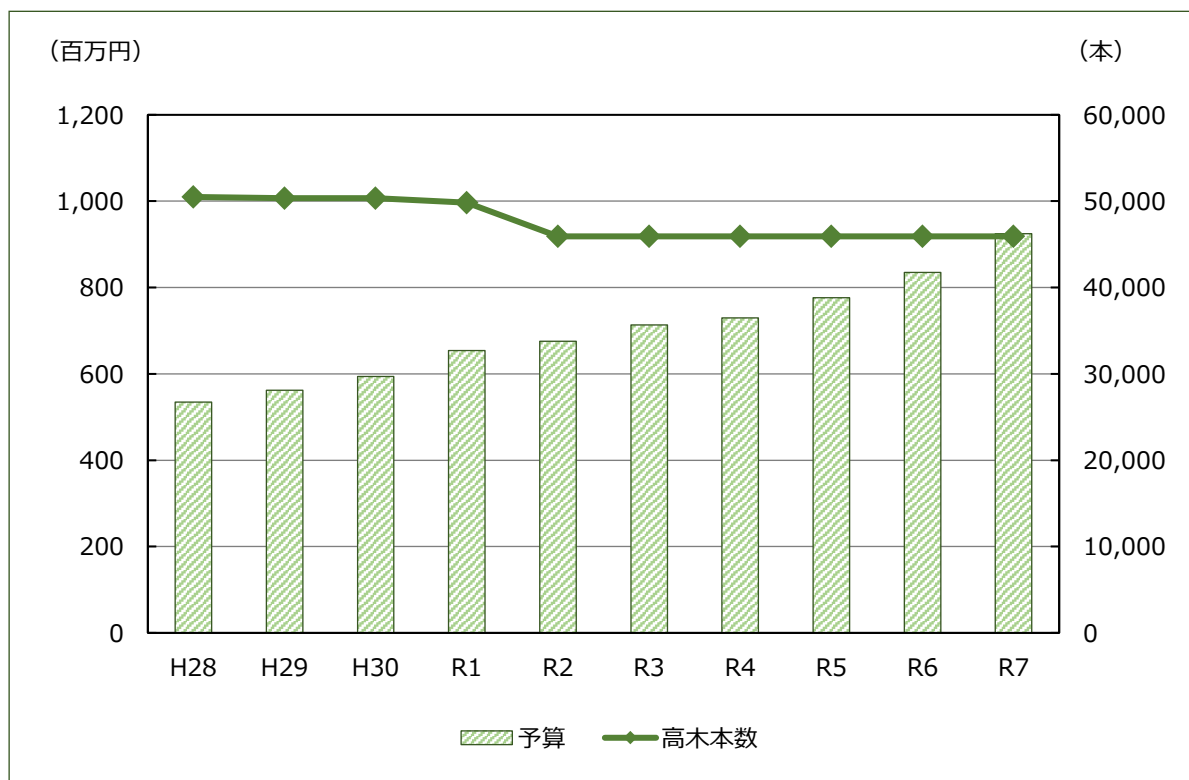


図 2-12 維持管理予算（主に街路樹管理・除草）と高木本数の推移

第3章 基本方針・取組の方向性

1. 基本方針

第2章までに示した、国の動向や街路樹を取り巻く課題を踏まえ、安全面、景観面の課題に対応するため、以下の基本方針を設定します。

基本方針に沿った計画的な対策を実施することで、街路樹による景観形成に配慮した安全な道路空間を確保します。

基本方針① 安全な道路空間の確保

基本方針② 道路空間と調和した街路樹による景観形成

基本方針③ 適正な育成管理と点検による維持管理

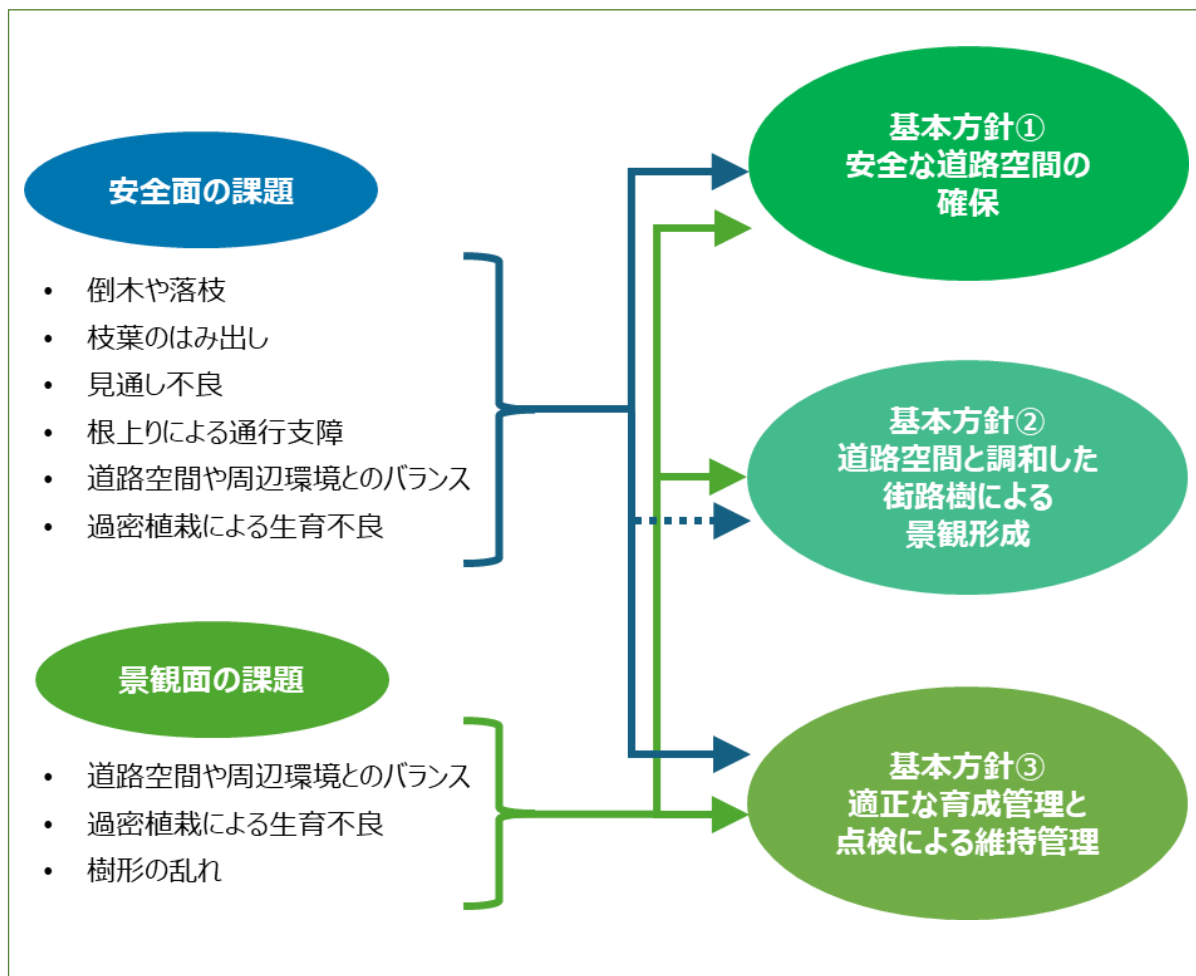


図 3-1 基本方針の体系

2. 基本方針に基づく取組の方向性

それぞれの基本方針について、取組の方向性を整理します。

① 安全な道路空間の確保

<取組の方向性>

倒木や落枝、見通し不良等による事故の未然防止や、街路樹による交通分離や視線誘導の確保により、平常時の安全を確保します。加えて、大規模な地震や風水害発生時においても緊急交通路等の通行を早期に確保できるよう事前に備えます。

<取組内容の例>

■ 狭幅員歩道の有効幅員確保

歩道の有効幅員を 2.0m 以上確保できるよう街路樹を撤去し、歩行空間を確保します。ただし、植栽のある箇所以外で歩行者がすれ違うことができる場合は、この限りではありません。また、道路状況等を踏まえ、車道の乱横断防止として、低木の補植等を検討します。

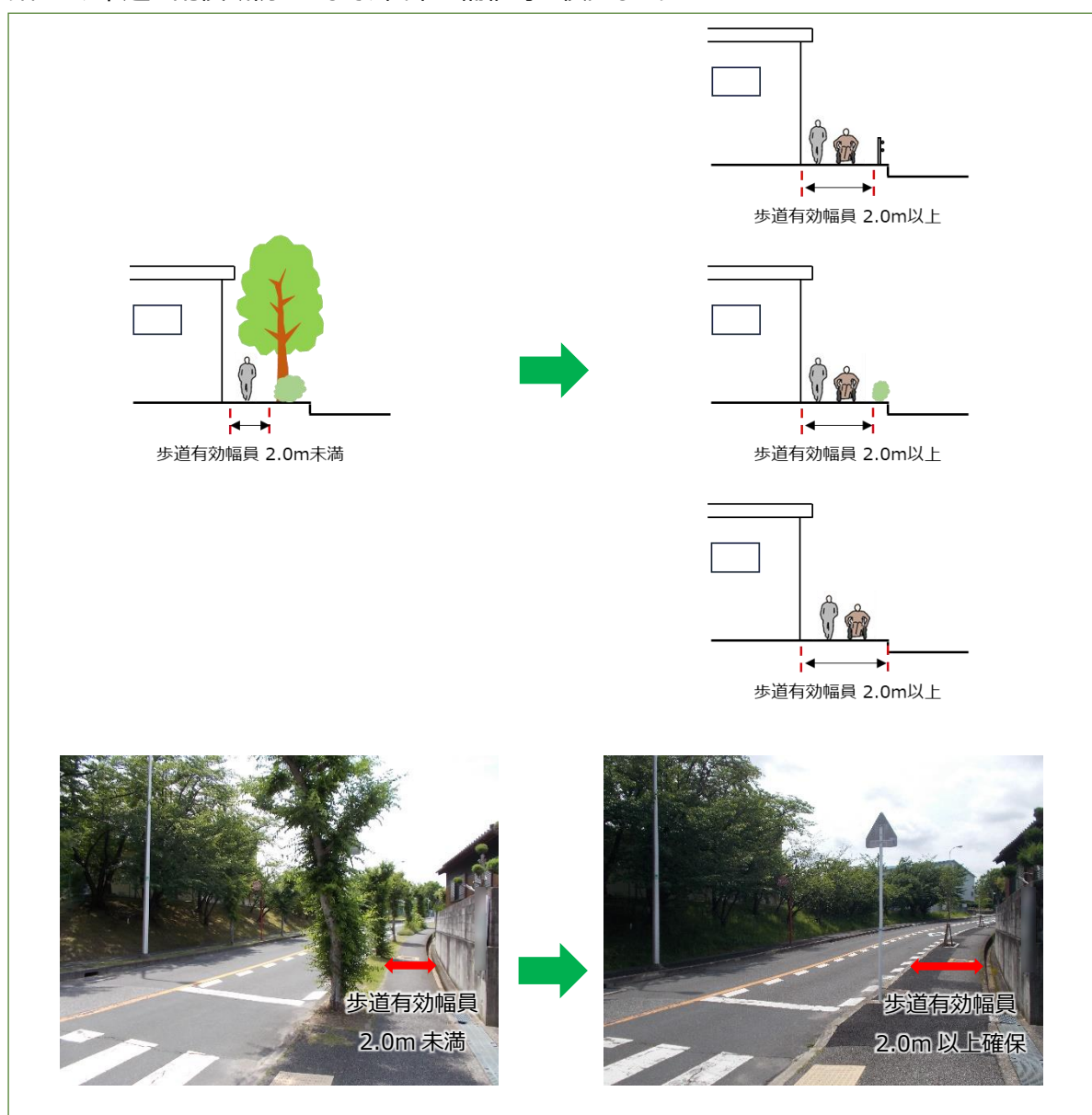


図 3-2 歩道の有効幅員確保のイメージ

■ 信号、標識等の交通安全施設や交差点部の視認性確保

視認性確保のため、交差点内及び横断歩道からおおむね 4～7m 以内には原則植樹帯を設けないこととします。また、信号、標識等に近接し、視認を妨げている街路樹や見通しの支障となっている街路樹（低木含む）は撤去します。なお、撤去に当たっては、交通安全の観点から、防護柵の設置を含めた安全対策を検討します。



図 3-3 標識の視認性確保のイメージ

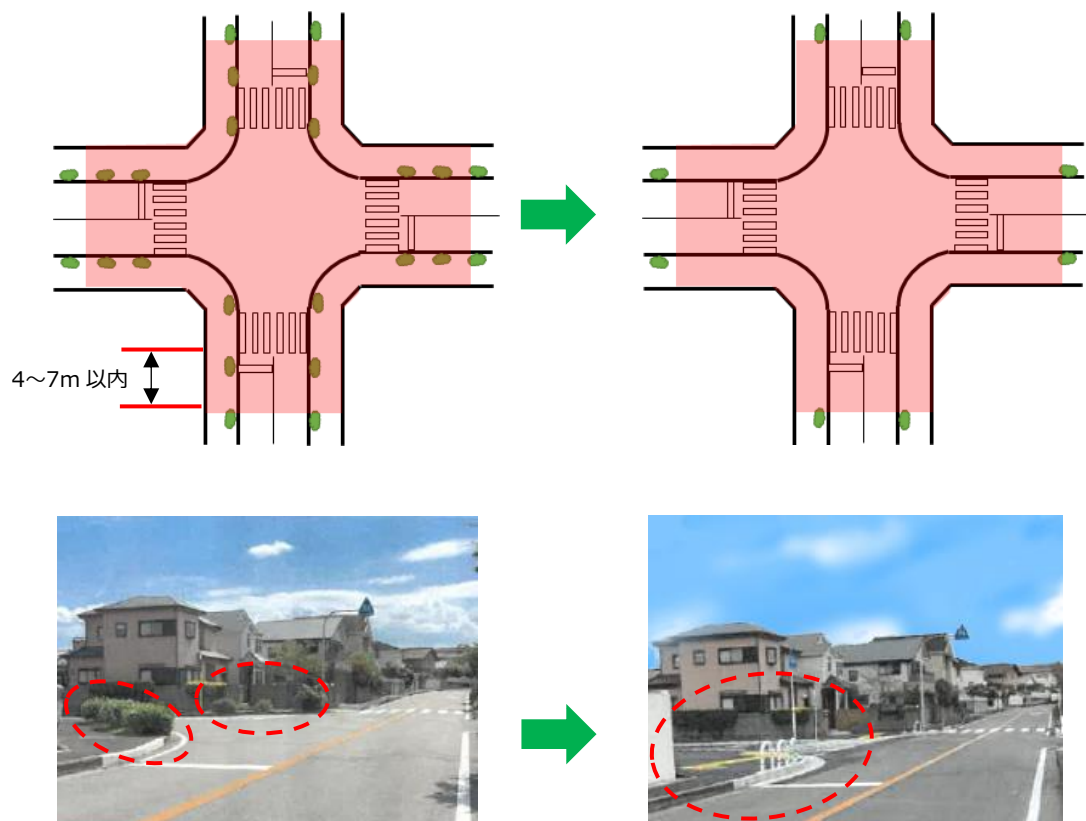


図 3-4 交差点部の視認性確保のイメージ

■ 根上り等により路面に異常をきたしている箇所の改良

根上りにより舗装が持ち上がり、路面に異常が生じている箇所は、歩行者の安全確保のため、次の対応を行います。

- ・根上りの程度が軽微な場合：舗装の段差を埋めることで対応
- ・根上りの程度が大きい場合：根を切断し、舗装を復旧
- ・街路樹の状態を踏まえ残置が困難な場合：撤去を実施

また、補植の際は必要に応じて防根シートや根系誘導耐圧基盤の使用を検討します。

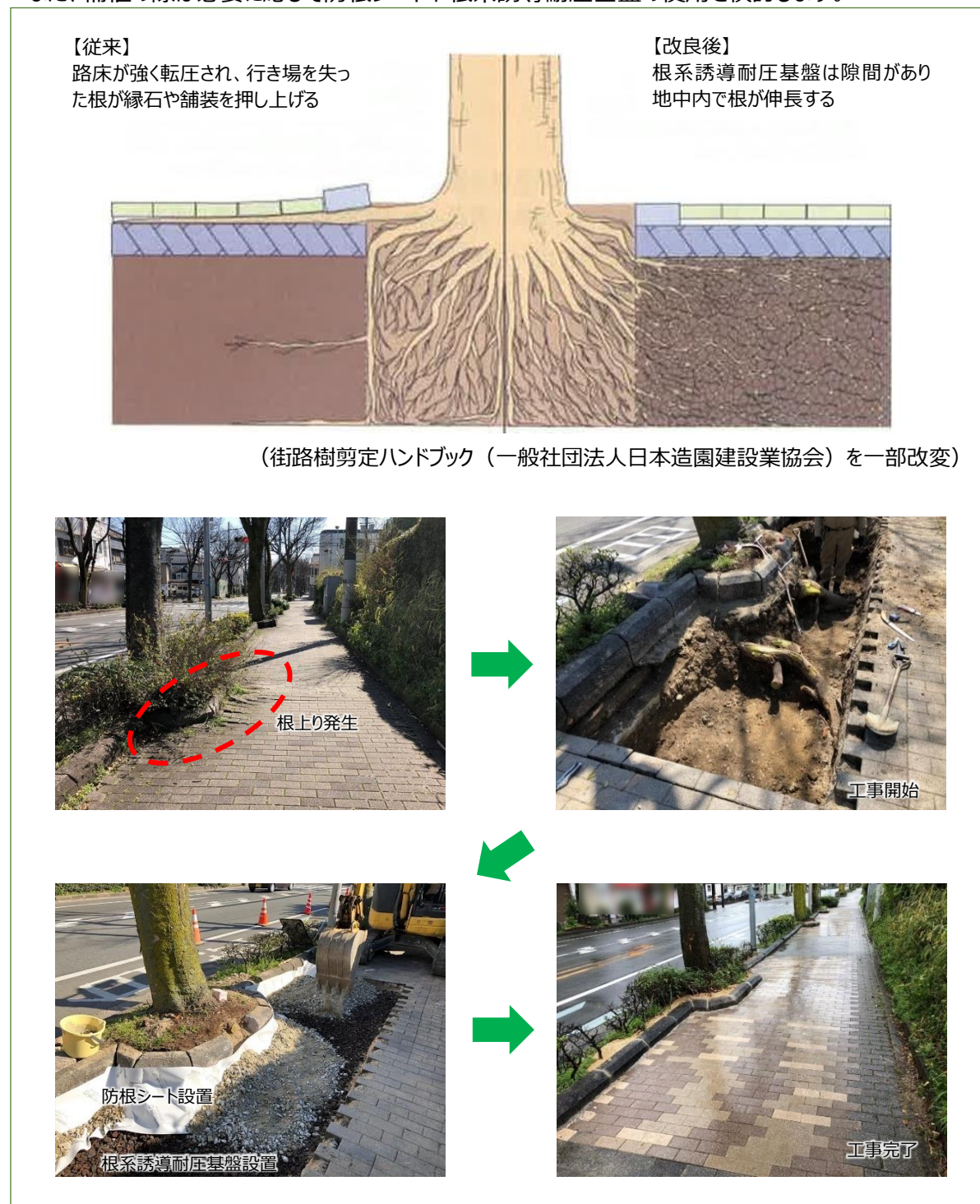


図 3-5 根系誘導耐圧基盤を使用した根上り対策

■ 倒木等の危険性がある不健全木の撤去や老木の更新

病虫害や欠損による腐朽、空洞化、老木化に伴う樹勢の悪化等により、倒木の危険性があると判断された街路樹は撤去します。なお、撤去により著しく並木の連続性が失われる場合等は、必要に応じて更新を検討します。

また、近年クビアカツヤカミキリ等の病虫害による被害が問題となっており、被害の拡大や病虫害の影響による倒木等を防止するため、必要な対策を実施します。

根元の腐朽（キノコの発生） 	腐朽を伴う開口空洞 
クビアカツヤカミキリによる被害 	クビアカツヤカミキリの防除（ネット巻き） 

図 3-6 不健全木の事例・病虫害防除の事例

参考 クビアカツヤカミキリ防除の取組

本市ではサクラ等のバラ科植物を食害する特定外来生物、クビアカツヤカミキリの被害を阻止するため、以下の取組を実施しています。

① 市域のサクラ等の大部分を占める市有施設での取組

- ・市が管理するすべてのサクラ等の点検を実施
- ・未被害木については、ネット巻き等の予防措置を実施
- ・被害木については、ネット巻きや薬剤散布等の防除を実施
- ・被害が深刻な枯損木については、事故防止のために伐採

② 市民の皆様による防除を促進するための取組

- ・広報誌、SNS 等の各種媒体を活用した効果的な周知啓発
- ・防除講習会を開催し、参加者にスターターキットを配布
- ・クビアカハンターを募集し、市民の皆様による成虫駆除の取組を促進

②道路空間と調和した街路樹による景観形成

<取組の方向性>

地域ごとの景観構成や交通状況を踏まえ、樹種や樹高等の統一を図る等、景観に配慮した道路空間を形成します。

<取組内容の例>

■植栽間隔等の見直し

街路樹の連続性・統一性が失われている箇所や過密になっている箇所は、植栽間隔や配置等を見直します。また、植栽間隔はおおむね 8～12m を目安としますが、樹種や周辺状況により適宜検討し、十分な植栽間隔を確保します。加えて、半数ずつ更新を行うことで健全な街路樹の生育及び街路樹のある景観の維持につなげます。

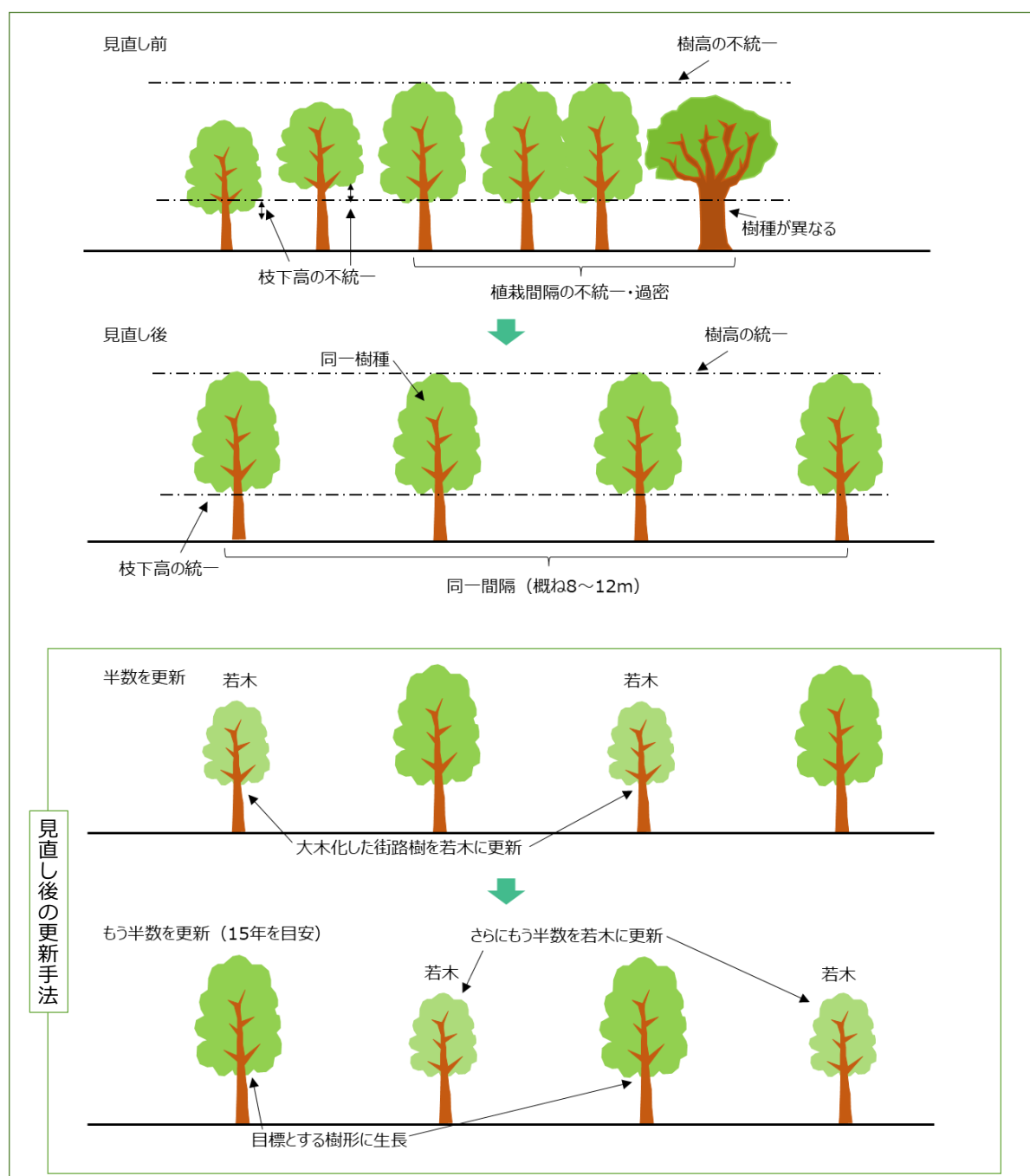


図 3-7 街路樹の統一性確保のイメージ

■ 剪定等による道路空間と街路樹のバランス維持

都市の景観は、道路幅員や沿道の建物と街路樹とのバランスによって大きく左右されます。良好な都市景観の形成には、道路空間と調和した街路樹が不可欠です。

道路空間に対して街路樹の規模や樹形等のバランスを欠く箇所については、街路樹が有する緑陰形成等の機能や堺市道路の構造の技術的基準を定める条例等の諸基準を踏まえ、道路空間との調和に配慮し、剪定による樹形管理や補植・更新等を行います。



図 3-8 道路空間に合わせたサイズ、樹形の見直しのイメージ

■ 将来樹形を見据えた樹形管理

特に景観に配慮すべき路線等の街路樹については、管理目標樹形を設定し、将来的な樹形を見据えて、剪定等による樹形管理を行います。

参考 管理目標樹形の考え方

日本の街路樹の剪定の大半は、自然樹形をモデルとして、全体をコンパクトにまとめる矯正型自然樹形を管理目標樹形としています。また、矯正型自然樹形のほかにも、条件に応じて矯正型人工樹形や刈込型人工樹形を管理目標樹形とすることもあります。管理目標樹形を設定するためには、樹種の特性、空間条件、剪定条件等の考慮が必要です。

樹形のタイプ		樹形の説明	(イチヨウの例)
自然樹形	自然樹形	樹木が自然に育ちながら形成する形。剪定は過密枝の枝抜き程度で、切り詰め等による樹冠の縮小をしない、独立型の自然樹形。	
	矯正型自然樹形	日本の大半の街路樹がこのタイプで、切返剪定により自然樹形に相似した樹形に縮小する。	
人工樹形	矯正型人工樹形	意図的な剪定により幹や枝のバランスや形態を変えて人工的に仕立てたもの。	
	刈込型人工樹形	刈込鋏等により球型や角型等に刈り込んだもの。	

(街路樹剪定ハンドブック（一般社団法人日本造園建設業協会）を一部改変)

■道路空間との調和を図るための必要に応じた更新

道路空間に対し大きくなりすぎた街路樹や、生育環境に適合できず、樹勢が悪化している街路樹等、道路空間と調和していない街路樹は、必要に応じ、撤去・樹種の変更を検討します。新しい樹種を選定する際は、これまでに生じた課題に配慮し、より道路空間に適した樹種を選定します。

参考 樹種選定の考え方

樹種変更や新たに植栽する際の樹種を選定に当たっては、以下の考え方や条件等に留意します。

①道路空間の形状に適合すること

道路構造や歩道幅員等、空間的な制約があることから、道路空間の規模に対応した形状を維持できる樹種を選定に留意します。

②生育環境への適応力があること

街路樹の生育環境は、気温や降雨量等の気候・気象条件に加え、土壌や水分、潮風等の様々な影響を受けることがあります。これらの生育条件に適応するため、耐乾索性、耐陰性、耐潮性、耐大気汚染性、剪定や刈込への耐性等を有する樹種を選定に留意します。

③地域特性に配慮すること

ヤナギのような市民の木等、地域の特徴を表す樹種の植栽は、景観形成にも寄与することから、周辺の状況に応じて選定を検討します。

④沿道条件に配慮すること

沿道の状況は、商工業地や住宅、田園等様々であり、沿道条件との調和に配慮し樹種を選定します。高く生長しない樹種のほか、樹幹を大きく広げない樹種を選定も検討します。また、落ち葉による雨樋の詰まり等、沿道住居等への影響が想定される箇所では、落葉特性に配慮し樹種を選定します。

⑤病害虫による影響が少ないこと

病害虫は樹勢の悪化や景観を損なうばかりでなく、道路利用者や沿道住民に不快感を与えます。なるべく病害虫の被害を受けるおそれの少ない樹種を選定に留意します。

⑥維持管理の負担が少ないこと

限られた維持管理予算の中で対応する必要があることから、高木については通行の支障になりにくく、樹形が乱れないこと、中低木では、樹形が整えやすく、生長が早くない等、管理の負担が少ない樹種を選定を検討します。また、大木化の問題に対応するため、あまり高く生長しない樹種のほか、樹幹を大きく広げない樹種を選定も検討します。

参考 選定樹種の例

分類	樹種名	主な特徴	写真
常緑樹	ホルトノキ	・耐潮性・病害虫耐性がある。 ・生長が遅め。 ・年間を通して赤い葉が混ざり、変化に富む。	
	ソヨゴ	・耐寒性・耐乾燥性がある。 ・生長が遅め。 ・コンパクトで剪定しやすく、狭幅員の道路にも向く。	
	クロガネモチ	・耐潮性がある。 ・生長が遅め。 ・赤い実が付き景観的な魅力をもつ。	
	モッコク	・耐暑性・耐陰性・耐潮性がある。 ・生長が遅め。 ・丈夫で育てやすい。	
	オガタマノキ	・耐暑性・耐潮性がある。 ・生長が遅め。 ・幹がまっすぐに伸び、整った樹形になる。	
落葉樹	イチョウ	・耐火性・耐煙性・耐乾燥性がある。 ・大気汚染に強い。 ・環境への適応力がある。	
	ヤナギ	・耐陰性・耐潮性がある。 ・堺市民の木。	
	サルスベリ	・耐暑性・耐乾燥性がある。 ・夏に花が咲く。	
	ヒトツバタゴ	・耐暑性・耐寒性・病害虫耐性がある。 ・生長が遅め。 ・春に花が咲く。	
	ムサシノケヤキ	・耐風性がある。 ・枝が広がらず、縦に伸びる。	

③適正な育成管理と点検による維持管理

<取組の方向性>

街路樹の状況に応じて、剪定や点検等の適切な維持管理を行い、道路空間の安全を確保しつつ、景観向上等の機能を効果的に発揮させます。

<取組内容の例>

■樹種や生育環境を踏まえた適切な時期・頻度での剪定

樹種ごとの枝葉の生長速度や枝の広がり方、周辺の生育環境を踏まえ、剪定の時期や頻度を設定します。

また、枝の伸びが遅い樹種は剪定頻度を減らし、枝の伸びが早い樹種は優先的に剪定する等、限られた予算の中でメリハリをつけた維持管理を行います。

参考 剪定方法

街路樹については管理目標樹形を設定し、特に樹高、枝張り、下枝高さについて、樹形の統一に留意しながら剪定することとしています。

<切返剪定>

街路樹剪定の基本となる手法です。長い枝先を短い枝先に「切り替える」という剪定であり、残す枝より長い枝を切除することによって、樹冠をひとまわり小さくします。切返剪定は「枝抜き剪定」と「切詰剪定」に分けられます。

■枝抜き剪定

混み合っている枝を間引いて枝葉の密度を下げる剪定です。樹形、樹冠のバランスを考慮して剪定します。

参考) 枝抜き剪定の例（街路樹剪定ハンドブック（一般社団法人日本造園建設業協会）を一部改変）



■切詰剪定

枝の途中で切除して短く詰め、そこから萌芽する新たな枝によって、枝の広がりを再構成する目的で行う剪定です。樹冠から飛び出した枝を、樹冠の大きさが整う長さに剪定します。

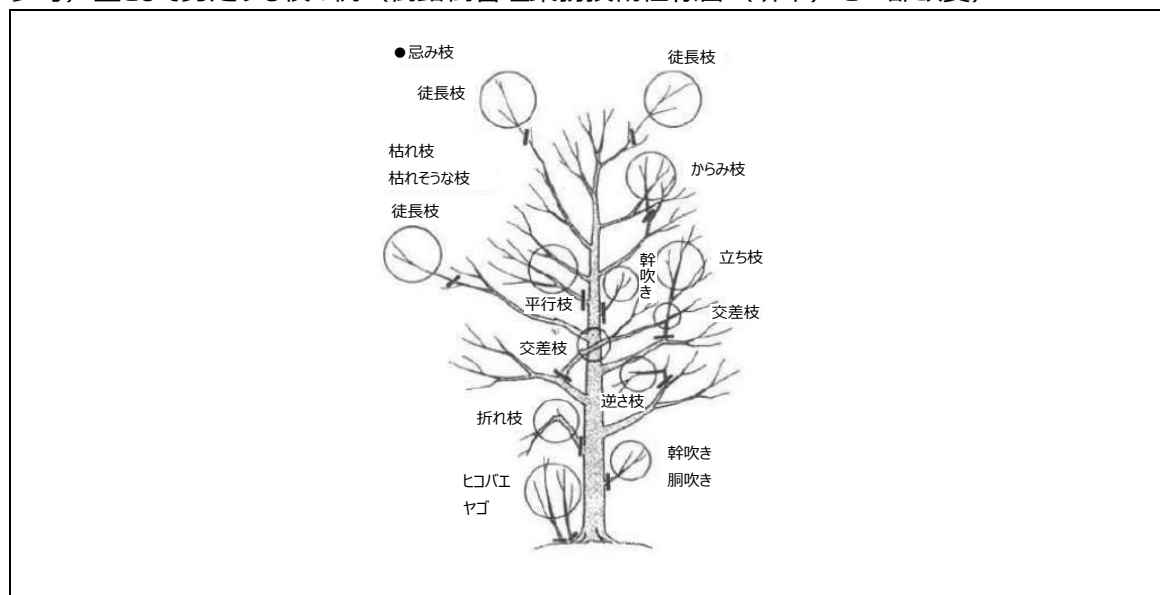
参考) 切詰剪定の例（街路樹剪定ハンドブック（一般社団法人日本造園建設業協会）を一部改変）



＜整枝剪定＞

枯枝、生育上不要な枝（ヒコバエ、ヤゴ、幹吹き、胴吹き、徒長枝、交差枝、逆さ枝等）、著しく病虫害にかかっている枝、生長の止まった弱小の枝、通風、採光、架空線、通行等の障害となる枝等を街路樹本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除する剪定手法です。

参考）主として剪定する枝の例（街路樹管理業務技術仕様書（堺市）を一部改変）



■有資格者による適切な管理

樹木管理業務の発注に当たっては、有資格者の要件として、造園施工管理技士等の専門的資格を設定する等、街路樹の健全性及び景観維持のため、専門的な知識と技術による管理を行います。

参考 街路樹管理に関する資格

街路樹管理に資する資格の例として、造園工事等に関する専門的資格や、街路樹の剪定に関する専門的資格等があります。

資格名	認定機関	概要
造園施工管理技士	国土交通省	造園工事や道路の緑化工事等の施工管理に関する高度な知識と技術を有する
造園技能士	厚生労働省	造園技術に関する高度な知識と技術を有する
街路樹剪定士	一般社団法人日本造園建設業協会	街路樹の生理・生態や街路樹に関する専門知識と技能を有する

■ 日常パトロール等による目視点検

道路交通に支障をきたす街路樹を早期に発見するため、日常のパトロール時に目視による確認を行います。ただし、すべての街路樹を対象とすることは困難であるため、住民通報等も活用し情報を収集します。

パトロールの結果、異常がある街路樹は撤去や更新等の対応を検討します。街路樹診断が必要な場合は、状態に応じて、簡易診断（目視による診断）、外観診断（より詳細な危険性の診断）、精密診断（機器による街路樹内部の診断）等を行い、健全性を把握します。



図 3-9 街路樹診断の事例

第4章 今後の取組

1. 取組の進め方

第3章の取組については、以下の手順に沿って進めます。

路線分類ごとの考え方、現状や要望等を踏まえ優先実施路線を選定します。路線ごとの特性、課題や周辺環境、更新等費用の平準化等を考慮した上で、実施計画を策定します。取組の実施に当たり、街並みや景観が大きく変わる場合等は、沿道住民等の意見を聞き、取組を進めます。

また、他事業との兼ね合いにより、本方針以外の計画や指針等が優先される場合があります。

なお、同じ市内における街路樹の取組として平成29年度より実施している泉北ニュータウン街路樹更新事業は、泉北ニュータウン街路樹更新指針に基づき引き続き取り組みます。

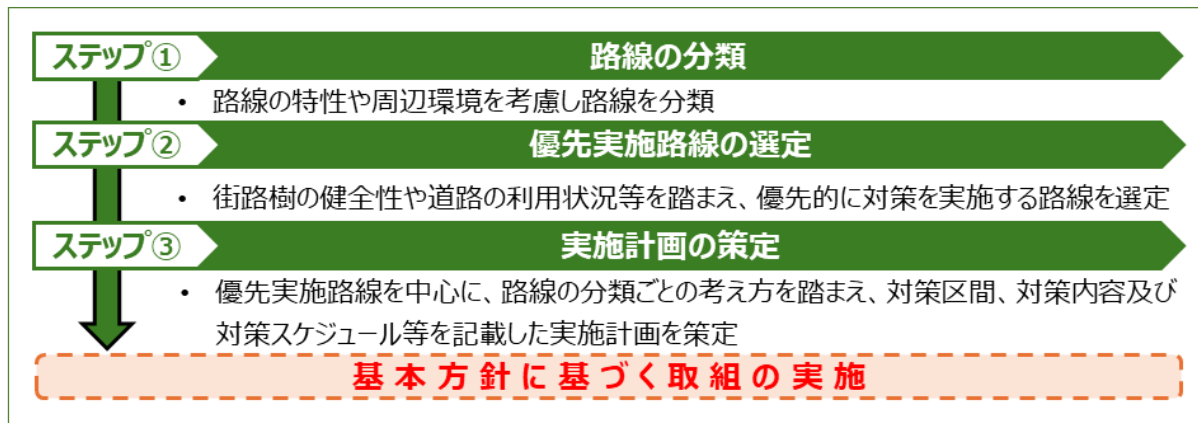


図 4-1 取組の進め方

参考 泉北ニュータウン街路樹更新事業

泉北ニュータウン内の路線については、平成28年度に策定した泉北ニュータウン街路樹更新指針に基づき、泉北ニュータウンの持続的な発展に向けた本市の取組に併せ、街並み形成を担う街路樹の役割を維持しつつ計画的に更新を進め、市民・道路利用者にとって安全・安心な道路空間の確保につなげることを目的に泉北ニュータウン街路樹更新事業を実施しています。

【参考】

泉北ニュータウン街路樹更新事業の紹介：堺市ホームページ

トップページ>くらし・手続き>道路・交通・土木>土木>道路維持関係>泉北ニュータウン街路樹更新事業

2. 路線の分類

周辺環境や路線の特性を踏まえて3つの路線分類を設定し、第3章に示した取組の方向性に基づいて計画的に整備を進めます。路線分類は以下の通りです。

【路線分類】

- ①防災・減災重視路線
- ②景観重視路線
- ③その他の路線

次に、路線分類ごとの考え方と取組内容を示します。

①防災・減災重視路線

<考え方>

緊急交通路※等、防災上重要な路線については、災害時の倒木等により道路の通行に支障をきたすことがないよう、基本方針①「安全な道路空間の確保」に関する取組を最優先に進めます。

※緊急交通路…災害発生時に、救助、救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するために確保すべき緊急輸送ネットワークとして位置づけられた路線

<取組内容>

健全度が低下している街路樹を撤去し、災害時の倒木リスクの低減を図ります。大木化している街路樹は、健全に生育できる環境が確保できる道路環境である場合、更新を検討します（中低木、地被類への更新も含む）。防災・減災重視路線は重点的に点検を実施し、健全な状態を維持します。



図 4-2 取組イメージ（大木化・老木化した街路樹の更新等により道路閉塞リスクを低減）

②景観重視路線

<考え方>

けやき通り等をシンボル路線として設定し、基本方針②「道路空間と調和した街路樹による景観形成」に関する取組を最優先に、計画的な植栽間隔等の配置の見直しや将来樹形を見据えた樹形管理等を行うことで、都市魅力の向上につなげます。

ただし、街路樹が育ち、景観等の機能を十分に発揮するまでには一定の年月が必要であるため、長期的な視点で取り組むことが重要です。社会情勢や地域のニーズに応じて、柔軟に検討を重ねながら進めます。

また、防災・減災重視路線と重複する路線は、防災・減災の視点を最優先で重視しつつ、災害時等の被害が最小限に抑えられるよう健全に維持し、景観形成に配慮した樹形や配置にします。

＜取組内容＞

樹高・樹形・植栽間隔を揃え、景観と調和した道路空間を形成します。市中心部等、緑の少ない箇所においては、中低木や地被類の整備も含めて検討し、都市魅力の向上を図ります。



図 4-3 取組イメージ（街路樹の補植・更新等により樹高・樹形・植栽間隔の統一感を確保）

③その他の路線

＜考え方＞

日常のパトロールや剪定を基本に持続可能な維持管理を行います。歩道舗装補修工事や道路改良工事等の機会も活用しながら植栽環境の見直しや更新等を検討・実施します。

＜取組内容＞

生育状況や周辺の植栽環境を踏まえ、支障となりうる街路樹の撤去による歩道空間の確保や、間引き・剪定等と合わせて植栽環境の見直しを行う等、持続可能な維持管理を行います。



図 4-4 取組イメージ（周辺の植栽環境を踏まえた街路樹の撤去により歩道幅員を確保）

3. 協働等に関する検討

街路樹を適切に維持するためには、行政による計画的な対応だけでなく、市民や事業者の皆様の理解と協力も欠かせません。街路樹は公共空間の一部であり、地域の景観や環境に大きく寄与しています。一方で、落ち葉の発生や、剪定・更新時の交通規制、作業音等、市民生活に影響が生じることもあります。しかし、これらは街路樹を維持管理し、街路樹が生長する上で欠かせないものであり、その必要性について広く理解していただくことが重要です。市民と行政が街路樹の役割や課題を共有し、共に育て、守る姿勢が、より良い都市環境の形成につながることから、公民連携、市民協働に関して検討を進めます。

参考 協働等に関する取組事例

協働等の事例	概要
市ホームページ等の活用	街路樹の維持管理に関する理解を深めるための、市ホームページ等を活用した周知活動
道路等通報システムの活用	道路・公園の損傷等を報告できる堺市建設局 LINE の活用 
寄附や協賛による植樹・街路樹の育成	事業者や市民の方の寄附や協賛による、植樹や街路樹の育成 ＜堺市の事例＞ ■ 民間事業者との協定による維持管理 民間事業者の協力により、府道堺狭山線の中央分離帯の一部区間の除草や街路樹の育成を行っていただいています。 ＜他自治体の事例＞ ■ 大阪府マイツリー事業（大阪府） 企業・団体等及び個人からの寄附を活用して植栽する事業 ■ あなたもまちの樹ペアレント制度（京都市） 企業・団体等及び個人から協賛を受け、街路樹を育成する制度
伐採木の再利用	ベンチ等の木製品、肥料、バイオマス燃料等、伐採木の再利用による資源の有効活用 ■ 伐採したけやき通りのケヤキを名札に加工した例 